

医療法人社団平成会桜井病院指定訪問リハビリテーション
〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の運営規程

第1条 医療法人社団平成会桜井病院（以下事業所という。）が開設する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態または要支援状態にある者に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 訪問リハビリテーションに携わる理学療法士・作業療法士等は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じたりハビリテーションを行い自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、心身の機能回復を図る。

- 2 訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供にあたっては、介護保険法118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（名称及び所在地）

第4条 訪問リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- （1）名称 医療法人社団平成会桜井病院
- （2）所在地 黒部市荻生6675番地の5

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の従業者職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

医師 1名以上

理学療法士もしくは作業療法士1人以上(常勤換算)

理学療法士もしくは作業療法士は、主治医との密接な連携及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の維持回復を図るため居宅を訪問して必要な指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日：月曜日から土曜日

ただし、国民の祝日、12月30日～1月3日

8月14日～16日までを除く。

(2) 営業時間

月曜日～金曜日 (午前9時～午後5時まで)

土曜日(午前9時～午前12時まで)

利用者窓口 医療法人社団平成会桜井病院リハビリテーション科

(訪問リハビリテーションの内容)

第7条 訪問リハビリテーションの種類は次の通りとする。

訪問リハビリテーションは、主治医の指示に基づき、要介護者に対する心身の機能の回復を図るため、基本・応用動作能力、社会的適応能力の回復訓練等について必要な指導を行う。又、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画書を作成するとともに訪問リハビリテーション計画書の主要な事項について利用者又はその家族に説明し利用者の同意を得なければならない。

訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画書を利用者に交付しなければならない。

(通常の事業の実施範囲)

第8条 黒部市、入善町、魚津市の区域

(利用料その他の費用の額)

第9条 訪問リハビリテーションを提供した場合の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(緊急時における対応方法)

- 第10条 訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。
- 2 事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

- 第11条 事業所は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

- 第13条 利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずる。
- 市町村からの文書その他の物件の提出、市町村からの質問若しくは照会に応じるとともに調査に協力する。
- また、市町村からの指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行う。

国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行う。

(個人情報保護)

- 第14条 利用者又は家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定したガイドライン「医療・介護関係者における個人情報のガイドライン」を遵守し適切に行う。
- 2 外部への情報提供については利用者又は家族の同意を得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第16条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、適切な指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、または作業療法士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 訪問リハビリテーションに関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団平成会桜井病院が定めるものとする。

(付則) この規程は、平成20年11月1日から施行する。
この規定は、令和5年8月1日から施行する。
この規定は、令和6年11月1日から施行する。

訪問リハビリテーションの指定票

事業者番号	1 6 1 0 7 1 0 3 5 0
事業者名	医療法人社団平成会 桜井病院
住 所	黒部市荻生 6 6 7 5 番地の 5
通常の事業実施地区	黒部市・入善町・魚津市
管理者	岡澤 光代
従事者数	理学療法士・作業療法士 1 名以上
営業日	毎週 月曜日～土曜日 (国民の祭日及び12月30日から翌年1月3日までを特別休暇 8月14日から16日の3日間をお盆休みとする)
営業日	午前9時～午後5時(月曜日～金曜日) 午前9時～午前12時(土曜日)
サービスの種類	訪問リハビリテーション